

# 学校いじめ防止基本方針

## 香川県立香川中部支援学校

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，9月28日）の施行に伴い本校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

### 1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### 2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない。また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対策を進める。

- (1) いじめ防止に向けて、本校の基本方針を保護者に周知するとともに、教職員相互の情報共有と連絡帳を活用した保護者との連携の強化
- (2) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせ、未然にいじめを防止する指導の徹底
- (3) 学校生活アンケート、保護者からの聞き取り等、いじめの早期発見、迅速な対応の徹底
- (4) いじめられている子どもの立場に立って受け止め気持ちに寄り添った指導や心理的なケアを重視
- (5) 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- (6) 家庭、学校、地域社会など全ての関係者が、いじめ解決に向けて役割を果たし、一体となって取り組むことの重視

### 3 いじめ防止対策の整備

#### (1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口：教頭，生徒指導主事，教育相談係，養護教諭  
スクールカウンセラー

## (2) 「いじめ防止対策校内委員会」の設置

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決の取り組みを行うための組織として，「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。

### 「いじめ防止対策校内委員会」

委員：校長，教頭，部主事，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，  
必要に応じて校長が認める職員

なお，「いじめ防止対策校内委員会」は，いじめ防止対策，早期解決の取り組み以外に，いじめに関する研修会の開催，いじめ防止のための児童生徒への一斉指導，いじめに関する学校生活アンケート調査の実施。いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。

## (3) ネットいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用したいじめについては，情報モラルを身に付けさせる指導や保護者への啓発活動の充実を図るとともに，関係機関と連携したネットパトロール等により，ネットいじめの防止と早期発見に努める。

## (4) 差別事象への対処

差別事象が発生した場合には，事実を確認して当事者への支援や指導を行うとともに，関係機関との連携を図りながら迅速に対処する。

## (5) 年間指導計画の策定

いじめ防止対策についての年間指導計画を策定し，これに基づいていじめに関する学校生活アンケート，校内研修，取組評価アンケート等を適切に実施し，学期毎に取り組みについての見直しを行う。

## (6) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 発見・通報を受けた場合は，被害児童生徒や通報してきた児童生徒の安全を優先に，組織的に対応する。
- ② いじめ防止対策校内委員会において，情報を共有し，速やかに事実の確認を行い，関係児童生徒の保護者に連絡する。特に重大事態の場合は県教育委員会に報告する。
- ③ いじめが被害者に対して生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには，所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。
- ④ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，寄り添い支える体制を確立するとともに，安心して学習活動に取り組むことができるように，教育環境の確保を図る。
- ⑤ 必要に応じて，心理や福祉等の専門家や関係機関と連携し，いじめをやめさせて，再発を防止する措置をとる。

#### 4 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図

